様式第4号（第7条関係）

景観形成チェックシート(市街地景観形成地域・建築物)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 配　　置 | ○市街地から見える山並みや河川の眺望を阻害しないよう配置に留意する。 |  |  |
| ○周辺のまちなみ及び建築物と調和する配置とする。 |  |  |
| ○建築物は、道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退する。 |  |  |
| ○敷地内に景観的に良好な樹木や樹林、湧水、水路等の水辺がある場合には、これらに配慮した配置とする。 |  |  |
| 規　　模 | ○建築物の高さは20ｍ以下とする。 |  |  |
| ○個々の建築物等の規模は極力コンパクトに抑え、大規模となる場合は建物を分棟化する等、圧迫感を軽減するよう工夫する。 |  |  |
| ○周辺のまちなみ景観から著しく突出した印象を与えないよう、建築物と敷地のバランスに配慮する。 |  |  |
| 形態・意匠 | ○外壁は、周辺のまちなみ及び建築物と調和した形態・意匠となるよう工夫する。 |  |  |
| ○屋根・頂部形状は、できるだけ勾配屋根とし、これが困難な場合は、周辺のまちなみ景観との調和に配慮したデザインを工夫する。 |  |  |
| ○屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と調和するよう配慮する。 |  |  |
| ○外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとする等、突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 |  |  |
| ○社寺、史跡等の歴史文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観を損ねないよう、形態・意匠、色彩、材料等を周辺景観となじませるよう配慮する。 |  |  |
| 色 彩 等 | ○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、背景となる山並みや自然景観、周辺のまちなみ景観と調和した色調とする。 |  |  |
| ○使用する色数をできるだけ抑える。 |  |  |
| 色 彩 等 | ○賑わいづくりが必要なところ等、アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を基本とし、使用面積を抑える。 |  |  |
| 材　　料 | ○外壁、屋根及び外構の材料は、自然景観や周辺景観と違和感をもつものは極力避ける。 |  |  |
| ○光沢のある素材や鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。 |  |  |
| 屋外照明 | ○駅周辺や商業地等では、適度な屋外照明やライトアップ等、夜間景観の効果的な演出に配慮する。 |  |  |
| ○夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を抑え、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 |  |  |
| ○商業看板等の照明、ネオンサイン等は、過度な光量、けばけばしい光彩とならないよう配慮する。 |  |  |
| ○点滅式等の動きのある光源は、原則として避ける。 |  |  |
| 緑　　化 | ○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 |  |  |
| ○敷地内の緑化に努める。特に、道路前面部の緑化に努めるとともに、適切な維持管理を実施する。 |  |  |
| ○住宅地は敷地内の緑化に努め、特に、道路前面部の緑化（生け垣化等）に努める。 |  |  |
| ○大規模な建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感等を和らげるよう、樹木の高さ及び配置等に配慮し、緑化に努める。 |  |  |
| ○地域の特性にあった樹木の植栽に努める。 |  |  |
| そ の 他 | ○駐車場は、できる限り出入口を限定し、外周部の緑化に努める。 |  |  |
| ○自動販売機の類は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 |  |  |
| ○ごみ置き場は、建築物等と調和させ目立たないようにする等、景観的な配慮に努める。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

景観形成チェックシート(市街地景観形成地域・工作物)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 垣、柵、門、塀その他これらに類するもの | ○まちなみの連続性に配慮し、周辺の景観及び建築物本体と調和したものとする。 |  |  |
| ○高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 |  |  |
| ○長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。 |  |  |
| 電柱、鉄塔、アンテナその他これらに類するもの | ○設置の際は、眺望景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、道路その他公共の場から見えにくい位置に設置し、下部を植栽等の遮へいで目立たないよう工夫する。 |  |  |
| ○高さは30ｍ以下とする。 |  |  |
| ○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 |  |  |
| ○色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 |  |  |
| ○反射光の強い素材は、反射を抑える工夫をする。 |  |  |
| ○電柱、電話柱の類は、できるだけ数を少なくし、共架に努める。 |  |  |
| ○移動通信用鉄塔については、都留市移動通信用鉄塔等設置基準による。 |  |  |
| 煙突、記念塔、高架水槽、彫像その他これらに類するもの  遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの | ○周囲の山並みや自然景観、眺望景観、まちなみ景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑えるよう配置に留意する。 |  |  |
| ○工作物の高さは20ｍ以下とする。 |  |  |
| ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 |  |  |
| 太陽光発電施設(地上に設置するものに限る。)、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの | ○小水力発電施設は、水辺への納まり方や騒音に留意した配置とし、規模や形態・意匠、色彩等周辺景観と調和したものとなるよう工夫する。 |  |  |
| ○太陽光・風力発電施設は、眺望や周辺の景観を損なわないよう、できるだけ設置を控える。設置する場合は目立たない位置とし、周囲を緑化による遮へいや、目立たない模様・色彩、反射が少ない素材を用いる等周辺景観に配慮する。 |  |  |
| ○太陽光発電施設については、都留市太陽光発電施設設置基準による。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

景観形成チェックシート(市街地景観形成地域・開発行為等)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 土地の区画形質の変更 | ○土地の形質の変更は、地形の特徴を損なわないよう配慮し、必要最小限に抑える。 |  |  |
| ○周辺の地形との調和に配慮し、大きな法面や擁壁等を生じないよう努める。 |  |  |
| ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土に即した樹木・草花等による緑化に努める。 |  |  |
| ○擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努める。 |  |  |
| ○敷地内の既存の樹林や樹木、湧水や水路等の水辺は極力保全し、活用に努める。 |  |  |
| ○形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化に努める。 |  |  |
| 鉱物の掘採又は土石の類の採取 | ○掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 |  |  |
| ○採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。 |  |  |
| 屋外における土石、廃棄物、再生  資源、その他物件の堆積 | ○堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 |  |  |
| ○積み上げに際しては、整然と積み上げ、圧迫感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 |  |  |
| ○敷地周辺は、植栽等周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。 |  |  |
| 木竹の伐採 | ○樹林の保全・育成を基本とし、周辺景観を損なわないよう、伐採は目的に応じて必要最小限とする。 |  |  |
| ○良好な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 |  |  |
| ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は、できるだけまとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 |  |  |
| ○伐採した樹種及び周辺の植生を考慮し、代替措置（植栽等）の実施に努める。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

景観形成チェックシート(集落景観形成地域・建築物)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 配　　置 | ○山並みの稜線や優れた眺望景観を損なわないよう、配置に留意する。 |  |  |
|  | ○集落地の家並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 |  |  |
|  | ○建築物は、道路境界線や隣地境界線からできるだけ後退する。 |  |  |
|  | ○敷地内に景観的に良好な樹木、樹林や、湧水、水路等の水辺がある場合、これらに配慮した配置とする。 |  |  |
| 規　　模 | ○建築物の高さは15ｍ以下とする。 |  |  |
|  | ○個々の建築物等の規模は極力コンパクトに抑え、農山村集落の趣と良好な眺望景観を妨げないように配慮する。 |  |  |
|  | ○周辺の集落景観から著しく突出した印象を与えないよう、建築物と敷地のバランスに配慮する。 |  |  |
| 形態・意匠 | ○外壁は、周辺の建築物との連続性に配慮し、周辺の集落景観と調和した形態・意匠となるよう工夫する。 |  |  |
|  | ○屋根・頂部形状は、原則として勾配屋根とし、周辺の集落景観となじむよう努める。 |  |  |
|  | ○屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と調和するよう配慮する。 |  |  |
|  | ○外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとする等、突出感や乱雑な印象を与えないよう見え方に配慮する。 |  |  |
|  | ○社寺、史跡等の歴史文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観を損ねないよう形態・意匠、色彩、材料等、周辺景観となじませるよう配慮する。 |  |  |
| 色 彩 等 | ○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や集落景観と調和した色調とする。 |  |  |
|  | ○使用する色数をできるだけ抑える。 |  |  |
|  | ○アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を基本とし、使用面積を抑える。 |  |  |
| 色 彩 等 | ○基調色、屋根色のマンセル値（色相、明度、彩度）は、表の通りとする。ただし、  石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素  材の色彩を除く。 |  |  |
|  |  | | |
| 材　　料 | ○外壁、屋根及び外構の材料は、自然景観や周辺景観と違和感をもつものは極力避ける。 |  |  |
|  | ○光沢のある素材や鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。 |  |  |
| 屋外照明 | ○夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を抑え、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 |  |  |
|  | ○建物の外構で照明を行う場合は、周辺の住環境、生物の生息環境に留意する。 |  |  |
|  | ○点滅式等の動きのある光源は、原則として避ける。 |  |  |
| 緑　　化 | ○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 |  |  |
|  | ○敷地内の緑化に努める。特に、道路前面部の緑化（生け垣化等）に努めるとともに、適切な維持管理を実施する。 |  |  |
|  | ○大規模な建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感等を和らげるよう、樹木の高さ及び配置等に配慮し、緑化に努める。 |  |  |
|  | ○地域の特性にあった樹木の植栽に努める。 |  |  |
| そ の 他 | ○駐車場は、できるだけ出入口を限定し、外周部の緑化に努める。 |  |  |
|  | ○自動販売機の類は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 |  |  |
|  | ○ごみ置き場は、建築物等と調和させ目立たないようにする等、景観的な配慮に努める。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

景観形成チェックシート(集落景観形成地域・工作物)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 垣、柵、門、塀その他これらに類するもの | ○集落地の家なみの連続性に配慮し、周辺の自然景観や里山景観、農山村集落景観及び建築物本体と調和したものとする。 |  |  |
| ○既存の石垣は、保全に努める。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。 |  |  |
| ○高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 |  |  |
| ○長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。 |  |  |
| 電柱、鉄塔、アンテナその他これらに類するもの | ○設置の際は、山並みの稜線の分断、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から５ｍ以上後退し、下部を植栽等の遮へいで目立たないよう工夫する。 |  |  |
| ○高さは30ｍ以下とする。 |  |  |
| ○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 |  |  |
| ○色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 |  |  |
| ○反射光の強い素材は、反射を抑える工夫をする。 |  |  |
| ○電柱、電話柱の類は、できるだけ数を少なくし、共架に努める。 |  |  |
| ○移動通信用鉄塔については、都留市移動通信用鉄塔等設置基準による。 |  |  |
| 煙突、記念塔、高架水槽、彫像その他これらに類するもの  遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの  太陽光発電施設(地上に設置するものに限る。)、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの | ○周囲の山並みや稜線の連続性、自然景観、眺望景観、農山村景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑えるよう配置に留意する。 |  |  |
| ○工作物の高さは15ｍ以下とする。 |  |  |
| ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 |  |  |
| ○小水力発電施設は、水辺への納まり方や騒音に留意した配置とし、規模や形態・意匠、色彩等周辺景観と調和したものとなるよう工夫する。 |  |  |
| ○太陽光・風力発電施設は、眺望や周辺の景観を損なわないよう、できるだけ設置を控える。設置する場合は目立たない位置とし、周囲を緑化による遮へいや、目立たない模様・色彩、反射が少ない素材を用いる等周辺景観に配慮する。 |  |  |
| ○太陽光発電施設については、都留市太陽光発電施設設置基準による。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

景観形成チェックシート(集落景観形成地域・開発行為等)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 土地の区画形質の変更 | ○自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑え、大きな法面や擁壁等を生じないよう努める。 |  |  |
| ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土に即した樹木・草花等による緑化に努め、周囲からの見え方に充分配慮する。 |  |  |
| ○擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努め、周囲からの見え方に十分配慮する。 |  |  |
| ○敷地内の既存の樹林や樹木、湧水や水路等の水辺は極力保全し、活用に努める。 |  |  |
| ○形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。 |  |  |
| 鉱物の掘採又は土石の類の採取 | ○掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 |  |  |
| ○採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。 |  |  |
| 屋外における土石、廃棄物、再生  資源、その他物件の堆積 | ○堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 |  |  |
| ○積み上げに際しては、整然と積み上げ、圧迫感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 |  |  |
| ○敷地周辺は、植栽等周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。 |  |  |
| 木竹の伐採 | ○樹林の保全・育成を基本とし、周辺景観を損なわないよう、伐採は目的に応じて必要最小限とする。 |  |  |
| ○良好な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 |  |  |
| 木竹の伐採 | ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は、できるだけまとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 |  |  |
| ○伐採した樹種及び周辺の植生を考慮し、代替措置（植栽等）の実施に努める。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

景観形成チェックシート(森林景観形成地域・建築物)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 配　　置 | ○周囲から目立たないよう、稜線や斜面上部への配置は極力避ける。また、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう配置に留意する。 |  |  |
|  | ○自然地形を活かし、土地の改変を避けるとともに、稜線の分断や山並みの眺望を損なわないよう、周囲の自然景観と調和する配置に留意する。 |  |  |
|  | ○建築物は、道路境界線や隣地境界線からは、できるだけ後退すること。 |  |  |
|  | ○敷地内に景観的に良好な樹木や樹林、湧水、水路等の水辺がある場合、良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。 |  |  |
| 規　　模 | ○建築物等の高さは13ｍ以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。 |  |  |
|  | ○周辺の自然景観から著しく突出した印象を与えないよう、規模は極力抑え、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 |  |  |
| 形態・意匠 | ○外壁は、森林等の周辺の自然景観と調和した形態・意匠に配慮する。 |  |  |
|  | ○屋根・頂部形状は、原則として勾配屋根とする。また、森林等周辺の自然景観を損なわないようデザインを工夫する。 |  |  |
|  | ○屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と調和するよう配慮する。 |  |  |
|  | ○外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとする等、突出感や乱雑な印象を与えないよう見え方に配慮する。 |  |  |
|  | ○社寺、史跡等の歴史文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、周辺景観となじませるよう配慮する。 |  |  |
| 色 彩 等 | ○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、森林や里山の緑を引き立て、周辺の自然景観と調和した色調とする。 |  |  |
|  | ○使用する色数をできるだけ抑える。 |  |  |
| 色 彩 等 | ○アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を基本とし、使用面積を抑える。 |  |  |
|  | ○基調色、屋根色のマンセル値（色相、明度、彩度）は、表の通りとする。ただし、  石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素  材の色彩を除く。 |  |  |
|  |  | | |
| 材　　料 | ○外壁、屋根及び外構の材料は、自然景観や周辺景観と違和感をもつものは極力避ける。 |  |  |
|  | ○光沢のある素材や鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。 |  |  |
| 屋外照明 | ○夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 |  |  |
|  | ○建物の外構で照明を行う場合は、周辺の自然環境、生物の生息環境に留意する。 |  |  |
|  | ○点滅式等の動きのある光源は、原則として避ける。 |  |  |
| 緑　　化 | ○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 |  |  |
|  | ○敷地内は緑化に努める。特に、道路前面部の緑化（生け垣化等）に努めるとともに、適切な維持管理を実施する。 |  |  |
|  | ○規模の大きい建築物等は、周辺に与える威圧感や圧迫感等を和らげるよう、樹木の高さ及び配置等に配慮し、緑化に努める。 |  |  |
|  | ○地域の特性にあった樹木の植栽に努める。 |  |  |
| そ の 他 | ○駐車場は、できるだけ出入口を限定し、外周部の緑化に努める。 |  |  |
| そ の 他 | ○自動販売機の類は、できるだけ設置を控える。設置する場合は、周辺の自然景観を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 |  |  |
|  | ○ごみ置き場は、建築物と調和させ目立たないようにする等、景観的な配慮に努める。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

景観形成チェックシート(森林景観形成地域・工作物)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 垣、柵、門、塀その他これらに類するもの | ○周辺の森林景観や自然景観及び建築物本体と調和したものとする。 |  |  |
| ○既存の石垣は、保全に努める。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。 |  |  |
| ○高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 |  |  |
| ○長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。 |  |  |
| 電柱、鉄塔、アンテナその他これらに類するもの | ○設置の際は、山並みの稜線の分断、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から５ｍ以上後退し、下部を植栽等の遮へいで目立たないよう工夫する。 |  |  |
| ○山岳等においては、自然な稜線を乱さないよう、位置及び高さに配慮する。 |  |  |
| ○高さは30ｍ以下とする。 |  |  |
| ○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 |  |  |
| ○色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 |  |  |
| ○反射光の強い素材は、反射を抑える工夫をする。 |  |  |
| ○電柱、電話柱の類は、できるだけ数を少なくし、共架に努める。 |  |  |
| ○移動通信用鉄塔については、都留市移動通信用鉄塔等設置基準による。 |  |  |
| 煙突、記念塔、高架水槽、彫像その他これらに類するもの  遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの  太陽光発電施設(地上に設置するものに限る。)、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの | ○周囲の山なみや稜線の連続性、自然景観、森林景観、眺望景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑えるよう配置に配慮する。 |  |  |
| ○工作物の高さは13ｍ以下とする。 |  |  |
| ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 |  |  |
| ○小水力発電施設は、水辺への納まり方や騒音に留意した配置とし、規模や形態・意匠、色彩等森林景観や自然景観と調和したものとなるよう工夫する。 |  |  |
| ○太陽光・風力発電施設は、眺望や周辺の景観を損なわないよう、できるだけ設置を控える。設置する場合は、重要な視点場から望見できないよう目立たない位置とし、周囲を緑化による遮へいや、目立たない模様・色彩、反射が少ない素材を用いる等周辺景観に配慮する。 |  |  |
| ○太陽光発電施設については、都留市太陽光発電施設設置基準による。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

景観形成チェックシート(森林景観形成地域・開発行為等)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 土地の区画形質の変更 | ○自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑え、大きな法面や擁壁等を生じないよう努める。 |  |  |
| ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土に即した樹木・草花等による緑化に努め、周囲からの見え方に充分配慮する。 |  |  |
| ○擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努め、周囲からの見え方に充分配慮する。 |  |  |
| ○敷地内の既存の樹林や樹木、湧水や水路等の水辺は極力保全し、活用に努める。 |  |  |
| ○形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。 |  |  |
| 鉱物の掘採又は土石の類の採取 | ○掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 |  |  |
| ○採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。 |  |  |
| 屋外における土石、廃棄物、再生  資源、その他物件の堆積 | ○堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 |  |  |
| ○積み上げに際しては、整然と積み上げ、威圧感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 |  |  |
| ○敷地周辺は、植栽等周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。 |  |  |
| 木竹の伐採 | ○森林の伐採は原則として抑制する。やむを得ず伐採する場合は、良好な森林景観を損なわないよう、伐採は目的に応じて必要最小限とする。 |  |  |
| ○良好な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 |  |  |
| 木竹の伐採 | ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、  道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 |  |  |
| ○伐採した樹種及び周辺の植生を考慮し、代替措置（植栽等）の実施に努める。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。

太陽光発電施設設置基準チェックシート

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 景 観 形 成 基 準 | 評価欄 | 配慮した点等 |
| 設置位置 | ○尾根線上、丘陵地への設置は避ける |  |  |
| ○自然景観の保全及び災害防止のため、山林への設置はできるだけ避ける。やむを得ず設置する場合は、以下の条件を満たすこと。  ・史跡、名称等、歴史・文化的価値の高い施設等より望見できないようにすること。  ・既存樹木を活かした計画とし、やむを得ず伐採する場合には敷地内に植栽を施し、裸地にしないようにすること。 |  |  |
| ○山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおける「立地を避けるべきエリア」内での設置は避ける。 |  |  |
| ○山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおける「立地に慎重な検討が必要なエリア」及び景観形成推進ゾーン内での設置はできるだけ避ける。 |  |  |
| 設置方法 | ○太陽光発電施設の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮する。 |  |  |
| ○太陽光発電施設のモジュールの傾斜角度は、目立たぬよう小さく抑え、周囲の景観に配慮する |  |  |
| ○歩行者及び周辺の景観に影響のあるものは、敷地境界からできる限り後退し、植栽やフェンス等により目隠しを行い、目立たないように配慮する |  |  |
| ○道路等から見た場合に周辺の景観を阻害しないよう、分割して小さなブロックの配置にするなど配置の工夫や、植栽等により修景を施す。 |  |  |
| ○立木を伐採する場合は、自然景観に配慮し必要最小限にとどめる。 |  |  |
| ○電線類の地中化に努める。 |  |  |
| ○太陽光発電施設の退色や腐食等については、定期的に補修し、美観の維持、向上に努める。 |  |  |
| 設置方法 | ○優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように配置、形態・意匠、色彩及び材料について配慮する。 |  |  |
| 色彩 | ○太陽光発電施設のモジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択する。 |  |  |
| ○太陽光発電施設のモジュールは、低反射で、模様の目立たないものを使用し、文字等の表記をしない。 |  |  |
| ○太陽光発電施設のモジュールのフレームの色彩は、基本的にはモジュール部分と同色とし、素材は低反射のものとする。 |  |  |
| ○パワーコンディショナーや分電盤、架台、フェンス、引込柱等の付属設備の色彩は、  低明度かつ低彩度とし、周囲の景観と調和するよう配慮する。 |  |  |

※評価欄には、「〇配慮した　×配慮できなかった　－該当なし」を記載すること。

※配慮した点等には、配慮した点又は配慮できなかった理由を記載すること。